# 公　　告

社会福祉法第１２０条第２項に基づき、令和８年熊本地震における災害等準備金の拠出について、下記のとおり公告します。

令和８年１０月２６日
社会福祉法人大阪府共同募金会
会　　長　　多　田　龍　弘

記

１．拠出の趣旨

令和８年熊本地震の被災地熊本県においては、現在も市町で災害ボランティアセンター等の活動が継続されている状況にある。

そのような状況の中、災害ボランティアセンターの運営において、これまで熊本県共同募金会で保有していた災害等準備金により助成を行っているが、自県における災害等準備金積立額のみでは対応できない状況であることから、社会福祉法人中央共同募金会を通じ、社会福祉法人熊本県共同募金会から拠出の要請があった。

社会福祉法第１１８条第２項に基づき、災害ボランティアセンター運営のため、大阪府における災害等準備金を拠出した。

２．拠出先

社会福祉法人熊本県共同募金会

３．拠出額

１２，２５０，０００円